

## 『31年度税制改正大綱(8) 所得課税の各種適用等緩和へ』

**個人所得課税では経済社会の構造変化を受け、引き続き各種の施策が見直される。**

空き家に係る譲渡所得の特別控除において、被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで被相続人による一定の使用がなされていれば控除の対象となり、期限も4年延長された。「一定の使用」の具体的な内容は今後明らかになる。

NISAについては、海外転勤等で一時的に出国する場合、出国の日の前日までに「継続適用届出書」を提出すれば、1) 帰国届出書を提出する日、又は2) 継続届出書を提出した日から5年を経過する日の属する12月末日、のいずれか早い日までは引き続き口座を利用できるようになった。

ストックオプション税制では、適用対象者の範囲に特定事業者(中小企業者等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等が新事業分野開拓計画に従って活用する取締役及び使用人等以外の者)が追加された。

ふるさと納税制度では、都道府県の送付する返礼品を地場産品とすること、及び返礼割合を3割以下とすることとされた。

子育て支援では、子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税対象に、児童扶養手当の支給を受けている児童の親でひとり親であり、かつ前年の合計所得金額が135万円以下である者が加えられた。



## 『所有者不明の土地対策 相続登記等義務化へ—法務省』

**法務省はこのほど、所有者不明の土地増加等の問題に対処するため、民法・不動産登記法を見直すこととした。**報道によると、相続登記の義務化や所有権の放棄を認める制度の創設、遺産分割の話し合いができる期間の制限等を柱とする方針だ。

少子高齢化などを背景に、手放したくても売却や活用に困り放置される土地が増加しているが、現行民法には放棄の規定がない。所有者不明の土地は、2016年推計で全国約410ヘクタール、40年には約720ヘクタールにまで広がると見られ、経済損失額は約6兆円に上るといふ。

法制審議会は(1)相続時の登記義務化の検討、罰金も視野(2)相続人同士が遺産分割を話し合いで決める期間にも制限を設ける(3年、5年、10年等複数案あり)(3)土地の所有権を放棄できる制度の導入を検討、放棄を認める条件や第三者機関、自治体等受け皿となる機関を検討(4)相続人のいない土地の活用を促す、債権者等が相続財産管理人の選任を可能にする(5)相続人の調査に係る期間を現行10か月から最短3~5か月への短縮を検討、等を柱としている。

政府は法制審議会総会での諮問、答申を得た上で、2020年の臨時国会に改正案を提出したい考え。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

**葵総合経営センター**

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)